

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都町田市木曽東一丁目34番6号

氏 名 株式会社 三凌商事

代表取締役 古舘 茂俊 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

令和7年9月12日

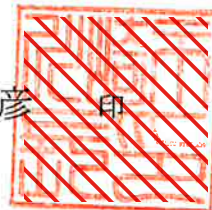
NO

COPY

川崎市長

福田

紀彦 印



許可の再年複日写無効 令和6年10月1日

許可の有効期限

令和8年9月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を除く

(2) 取り扱える一般廃棄物

事業活動に伴って生じたものに限る

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類（積替え又は保管を行う場合に限る）

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和6年10月1日 更新許可（12回）

令和7年8月21日 代表者変更

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。